



「確定申告」「町民税・県民税申告」のご準備をお願いします

2月17日（月）から令和元年分の所得税の確定申告が始まります。

町税務課では2月13日（木）と14日（金）の2日間、還付申告の方のみを対象に申告相談を行い、2月17日（月）から3月16日（月）までは、所得税の確定申告及び住民税申告（町民税・県民税申告）の申告相談を行います。

間近になって慌てないよう、源泉徴収票など申告に必要な書類のご準備をお願いします。

ご自宅で確定申告書を作成し提出する方へ

◆手書きで申告書を作成する方

確定申告書・手引き等を、1月下旬から庁舎2階の確定申告書コーナーに用意いたします。作成した申告書は諏訪税務署へ郵送または持参してください。

3月16日（月）までは、庁舎2階 税務課町民税係でも確定申告書の提出を受け付けます。申告される方の住所、氏名を明記した封筒に入れ、封をしてお持ちください。

◆パソコン・スマホで作成する方

国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成できます。提出方法は2種類です。

①申告書をプリントアウトして税務署へ郵送または持参する

②申告書をe-Tax（イータックス）で送信する

送信には、マイナンバーカードおよびICカードリーダーライターを使用する方法と、ID・パスワードを使用する方法があります。

ID・パスワードの取得方法は6ページ「諏訪税務署からの大切なお知らせ」をご覧ください。

役場の申告会場で申告する方へ

◆役場の申告会場では、職員が対面で相談をお受けし、パソコンで確定申告書を作成します。手書き用の申告書用紙は必要ありません。



◆待ち時間短縮のため、あらかじめ以下の書類のご準備をお願いいたします。

所得のわかる書類（例）

- ・給与の源泉徴収票（2か所以上に勤務されている方はすべての源泉徴収票）
- ・公的年金等の源泉徴収票（毎年1月下旬頃までに年金の支払者から送付されます）
- ・個人年金の支払証明書
- ・配当所得の計算書
- ・シルバー人材センターの配分金支払証明書

医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」（確定申告用との記載のあるもの）

医療費控除の明細書

「医療費のお知らせ」に載っていない医療費については、かかった人、病院、薬局ごとにまとめ、医療費控除の明細書を作成してください。

收支内訳書

事業所得（営業、農業）、不動産所得のある方は「收支内訳書」を作成してください。

控除の証明となる書類（例）

- ・寄付金（ふるさと納税、義援金など）の領収書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・国民年金保険料の支払額証明書

◆医療費控除の明細書、收支内訳書の用紙は庁舎2階 税務課町民税係にご用意しています。

ご注意ください！

◆以下の①～⑤に該当する方の申告は役場ではお受けできませんので、諏訪税務署で申告いただくか、税理士へ個別にご相談ください。

- ①譲渡所得のある方 ②青色申告の方 ③事業所得・不動産所得・雑所得のある方で所得が300万円を超える方 ④住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ⑤税理士・税理士法人が関与する法人の役員の方

公的年金等受給者の方へ

◆公的年金等の収入金額が400万円以下であり、年金以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、公的年金、給与以外に個人年金、生命保険一時金などの収入があり、所得が発生する方は、20万円以下であっても町民税・県民税申告が必要です。

◆また、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除のほか追加する控除のある方は、確定申告または住民税申告により、所得税が還付されたり、来年度の住民税が減額される場合があります。詳しくは税務課町民税係までお問い合わせください。

事業所のみなさまへのお願い

●給与支払報告書の提出について

下諏訪町にお住まいの従業員（アルバイトも含む）の方で給与の支払いのあった方について提出が必要です。

- ・提出期限 令和2年1月31日（金）厳守
- ・提出書類 ①総括表
②給与支払報告書（個人別明細書）
③普通徴収切替理由書
（普通徴収とする方がいない場合は不要です）
- ・提出先 庁舎2階 税務課町民税係

→この順番でまとめて提出ください。



●原則としてすべての従業員の方の特別徴収をお願いします。

従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納入いただくことが原則となっています。

●以下の理由に該当する場合は、当面、例外として普通徴収とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要欄」に該当理由の符号（普A～普F 下図参照）を記入してください。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は「普通徴収欄」にチェックを入力した上で、該当する符号（普Aなど）を「摘要欄」に入力してください。「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市町村分を含む)を差引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

○普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

○符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

住宅ローン控除の適用期間が延長されました

消費税率10%への引き上げに伴い、住宅借入金等を利用して家屋の新築・購入等をされた方のうち、令和元年10月から令和2年12月までに居住開始となる方を対象に、個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用期間が延長されました。

控除の適用1年目は確定申告が必要です。対象の方は諏訪税務署（電話52-1390）へご相談ください。
〈個人住民税における住宅ローン控除〉

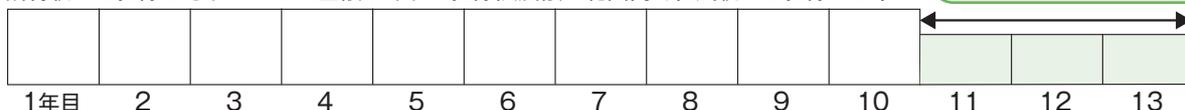
居住年	平成26年4月～令和3年12月	今回の対応 令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円） （住宅にかかる消費税率が8%または10%である場合の金額）	同左
控除期間	10年	13年

適用期間の延長イメージ

← 改正前の住宅ローン控除 →

ローン残高の1%（一般住宅は最大40万円、認定住宅は最大50万円）を所得税から控除し、所得税から控除しきれなかった金額があれば控除限度額の範囲内で住民税から控除します

控除期間を3年間延長し、建物購入価格の2%の範囲で減税
(2/3%×3年間)



■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）